



特殊車両通行許可審査の集約化のお知らせ

■平成28年4月1日から、下記の通りとなります。

滋賀国道事務所
京都国道事務所
福知山河川国道事務所



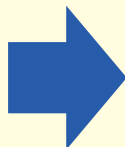
京都国道事務所 に集約

大阪国道事務所
奈良国道事務所
和歌山河川国道事務所



大阪国道事務所 に集約

兵庫国道事務所
姫路河川国道事務所
豊岡河川国道事務所



兵庫国道事務所 に集約

福井河川国道事務所
紀南河川国道事務所 はこれまで通り申請書の受付・審査を行います。

※集約される事務所でも、これまで通り紙申請・FD申請の受付を行います。

※平成29年4月1日より福井河川国道事務所は京都国道事務所、
紀南河川国道事務所は大阪国道事務所に集約予定です。

注意
ください

- ◎近畿地方整備局管内の、府県・政令市及び市町村の窓口及び審査については、これまで通り変更はありません。
- ◎これまで、集約される事務所へオンライン申請をされている方は、**集約先の事務所**へ申請をお願いします。
- ◎集約される事務所で受付した紙申請・FD申請についても、**集約先の事務所**で審査を行うため、申請内容についての確認や修正依頼等は**集約先の事務所**から行います。
- ◎申請に関する相談・問合せや集約される事務所にお持ちいただいた申請書に関する問合せは、**集約先の事務所**をお願いします。

審査の集約化についての問合せ先

国土交通省 近畿地方整備局
道路部 交通対策課 特殊車両係 TEL: 06-6942-1141(代表) (内線 4531)

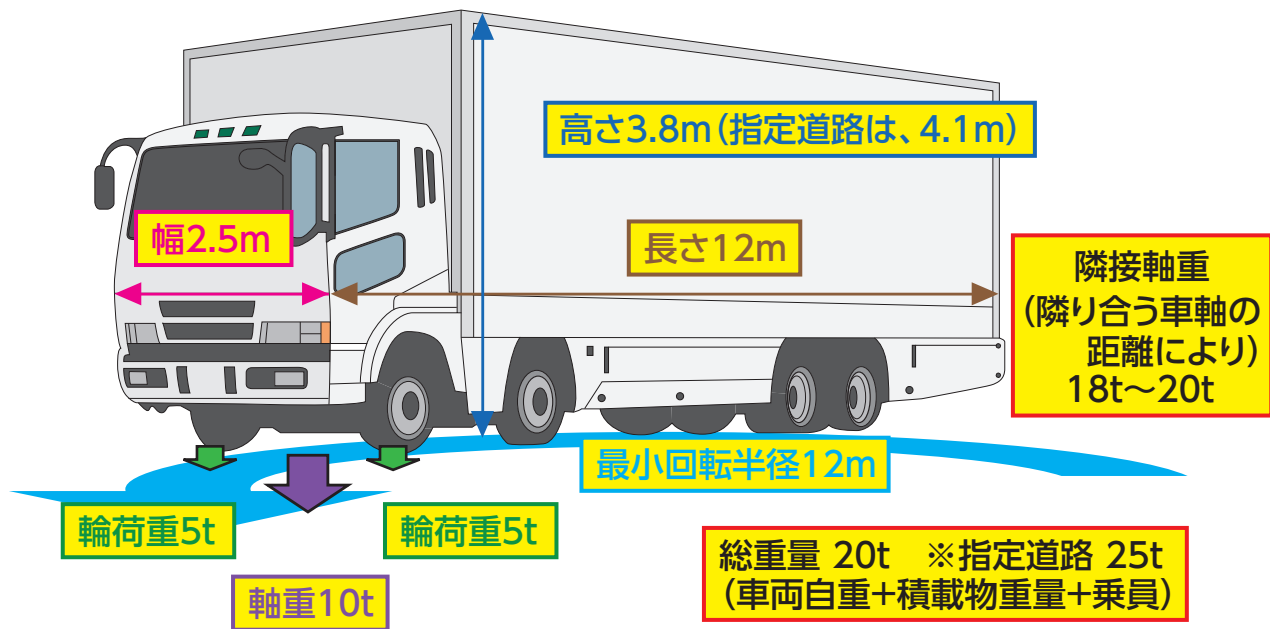
オンライン申請についての問合せ先

国土交通省 関東地方整備局
特車運用事務局 TEL: 048-601-3223
インターネット <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

特殊車両は必ず許可を受けて通行して下さい!

下記の限度を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

寸法	最高限度	重量	車両制限令の最高限度
幅	2.5m	総重量	20.0トン(高速自動車国道及び指定道路は、最大25.0トン)
長さ	12.0m	軸重	10.0トン
高さ	3.8m (指定道路は、4.1m)	輪荷重	5.0トン
最小回転半径	12.0m	隣接軸重	隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満: 18.0トン 隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上: 20.0トン



注意

- ・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかにも「道路交通法」、「道路運送車両法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、上表の限度を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

「特殊車両通行許可」について

◆車両を通行させようとする者(運送事業車、荷主等)が申請しなければなりません。

◆インターネット経由の申請も可能です。
詳細は下記のURLをご参照ください。

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

◆特殊車両を違法に通行させている業者には、厳正には是正指導等を行っています。

- ・是正指導を繰り返し受けたにもかかわらず、是正に応じない場合は、違反事業者名や是正指導内容をホームページ上で公表します。
- ・公表内容等は、地方運輸局等の関係機関へ情報提供を行います。
- ・特殊車両を違法に通行させ、重大な事故を起こした場合や悪質な違反者は告発の対象となります。

■特殊車両通行許可証(見本)